

横手市公式 SNS 運用方針

令和5年2月3日

1 目的

本方針は、横手市（以下「市」という。）が開設した横手市公式 X(旧 Twitter)、Instagram、Facebook ページ、YouTube チャンネル及び LINE（以下「市公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定めます。なお、本方針は事業者に委託して SNS アカウントを運用する場合にも適用されます。

2 基本方針

市公式 SNS は、防災その他の市民に有益な行政情報及び市の魅力を積極的に発信することにより、市民の市政に対する理解と参画を促進し、シビックプライドの醸成を図るとともに、市内外の横手ファンを増やすことを目指すことを目的とします。

3 運用

- (1) 市公式 SNS は、広報広聴を担当する課（以下「当課」という。）が運用します。
- (2) 市公式 SNS のアカウント等は、次のとおりです。

①X（旧 Twitter）

アカウント名：@Yokote_city

URL：https://twitter.com/yokote_city

②Instagram

アカウント名：yokotecity_public_relations

URL：https://www.instagram.com/yokotecity_public_relations/

③Facebook

アカウント名：@YokoteCityOffice

URL：https://www.facebook.com/YokoteCityOffice/

④YouTube

URL：https://www.youtube.com/channel/UCGzqwGXbKU9ugaKcxL1ObwA

⑤LINE

アカウント名：@aiw3450h

4 免責事項

- (1) 市公式 SNS の投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性・完全性・有効性等について保証するものではありません。
- (2) 利用者が市公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について、市は何ら責任を負いません。
- (3) 市は、市公式 SNS に関連する事項に起因し、または関連して生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 市公式 SNS による内容や運用方針は、予告なく変更することがあります。

5 コメントの削除等

- (1) 市公式 SNS を通じて投稿された問合せ・意見には、原則として個別の対応は行いません。
- (2) 当課の業務に必要な場合を除き、原則として他アカウントへの個別のコメントやダイレクトメッセージは行いません。
- (3) 市公式 SNS へのコメント及びダイレクトメッセージが次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、コメントを削除します。
 - ①特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
 - ②市の信用失墜の要因となるもの
 - ③市及び市民に対し不利益を与えるもの
 - ④公序良俗に反するもの
 - ⑤違法または違法行為を助長するもの
 - ⑥政治活動、選挙活動、宗教活動、営利活動その他これらに類似するもの
 - ⑦他者へのなりすまし、正否の確認できない噂または虚偽や事実と異なるもの
 - ⑧第三者の特許権、著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害するもの
 - ⑨有害なプログラム等に関連するもの
 - ⑩本人の承諾なく個人情報の開示、漏洩する等プライバシーを侵害するもの
 - ⑪その他当課が不相当と認めるもの

6 その他の機能の管理

- (1) 5(3)①から⑪までに該当するコメント等を投稿するアカウントまたは市公式 SNS の適切な運用を妨げるアカウントはブロックすることがあります。
- (2) Instagram を除く市公式 SNS による他アカウントの発信情報の評価（「いいね」等）

及び引用（「リツイート」等）機能その他これらに類する機能は、市公式 SNS の周知や市の魅力向上に資すると当課が判断した場合に限り使用します。

7 著作権

市公式 SNS に掲載されている文章、写真、画像、動画等に関する知的財産権は、市または提供者等に 있습니다。これらの情報については、著作権法で認められている「私的利用のための複製」、「引用」をする場合や、SNS に装備されている引用機能を使用する場合を除き、無断で複製し、または転用することはできません。

8 個人情報

市が他アカウントから個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律および横手市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、適切に管理します。

9 適用

この運用方針は、令和 5 年 4 月 1 日から適用します。